

令和元年 9 月 3 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

1. 新規制基準適合性審査の状況について

事業変更許可に関する審査の進捗状況は、表 1 の通りとなっています。

施設関係は、残件となっている「設計基準関係の再確認の審査会合での指摘回答」と「津波防護方針等（津波に対する設計方針）」の審査に取り組んでおります。

一方、地震等関係は、平成 30 年 11 月 30 日の審査会合までで一通り確認済みとなりましたが、現在、火山モニタリングに関するデータの最新化と見直しに取り組んでおります。

(1) 施設関係

① 「設計基準関係の再確認の審査会合での指摘回答」

- 施設関係の審査は、その大部分が原子力規制庁のヒアリングで確認されてきたことから、平成 31 年 4 月 24 日と令和元年 5 月 20 日の審査会合において、再確認が行われました。その結果、「金属キャスクのみで基本的安全機能を担保できること」の確認を行うこととなりました。
- このため、令和元年 7 月 29 日の審査会合で、「貯蔵建屋がないとした場合の『外部事象による金属キャスクへの影響』と『敷地境界の実効線量』」について、検討状況の説明を行いました。引き続き、現在の検討を充実させるとともに、今後、貯蔵建屋がないとした場合の評価の位置付けについて、審査会合で議論していくこととなりました。
- その後、令和元年 8 月 21 日の審査会合において、原子力規制庁より、貯蔵建屋がないとした場合の評価については参考扱いとすることが表明されたため、当社としては、まとめ資料に記載する等の対応をすることとなりました。

② 「津波防護方針等（津波に対する設計方針）」

- 仮想的大規模津波に対して「貯蔵建屋が損傷することはないので、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が確保される」との当社説明について、その妥当性が審査されてきましたが、平成 31 年 2 月 6 日の原子力規制委員会において審査方針が見直され、「貯蔵建屋が損傷した場合においても基本的安全機能が損なわれるおそれがないこと」を確認することとなりました。
- このため、平成 31 年 4 月 24 日の審査会合で、「今後の説明実施項目と方針案」を説明し、令和元年 6 月 17 日の審査会合において、「貯蔵建屋が損傷した場合に金属キャスクに及ぼす影響が最も大きなものは、架構鉄骨に天井スラブが付随して金属キャスク上に落下・衝突する場合」であることを説明し、今後、動的解析にて金属キャスクへの影響評価を行うこととしました。
- 上記を受け、令和元年 7 月 29 日の審査会合で、動的解析の結果「一次蓋の閉じ込め機能が維持される」ことを説明しましたが、追加の説明や解析評価を行うこととなりました。

- ・その後、令和元年 8 月 21 日の審査会合において、原子力規制庁より、架構鉄骨等の落下については、金属キャスクへの衝撃を緩和する又は回避する措置の検討が求められたため、その検討を進めております。

(2) 地震等関係

- ・令和元年 6 月 17 日の審査会合で、「火山影響評価に関する再確認」の審査を受けました。その結果、モニタリングデータを最新化し、データに変化があった場合の対応方針等を再検討・整理することとなりました。

表 1 事業変更許可に関する新規制基準適合審査の進捗状況

審査区分	これまでに確認された項目	今後の確認項目
施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ○設計基準関係（「基本的安全機能【臨界防止、遮蔽、閉じ込め、除熱】」「損傷の防止【火災、竜巻等】等」） ○耐震設計の基本方針 ○津波評価方針のうち、津波防護方針等（漂流物による影響、浸水による影響、浸水対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計基準関係の再確認の審査会合（4/24、5/20、7/29）での指摘回答 ○津波評価方針のうち、津波防護方針等（津波に対する設計方針等）の審査
地震等関係	<ul style="list-style-type: none"> ○火山影響評価 ○地質・地質構造 ○地震動、基準地震動、基準地震動の年超過確率、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価 ○津波評価方針のうち、仮想的大規模津波の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○火山影響評価に関する再確認の審査会合（6/17）での指摘回答

2. リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の一部補正について

新規制基準の適合性審査において審査終了となった地震等関係のうち、「火山の影響」の審査内容について、事業変更許可申請書に反映させる準備が整ったことから、「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類の一部補正」を、平成 31 年 3 月 26 日に原子力規制委員会に提出しました。

3. リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」修正の届出について

「原子力災害対策特別措置法」第 7 条 1 項の規定に基づき、青森県知事及びむつ市長との協議を経て、リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」を修正し、平成 31 年 3 月 26 日に内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。
(<http://www.rfSCO.co.jp/>)

以上